

長野原町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長野原町

事 業 名 : 浄化槽整備事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成21年4月	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	処理区域内人口 519人(計画) 処理区域面積 11,750ha 0,044人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	町全域(公共下水道事業、農業集落排水事業の処理区域の外)		
処 理 場 数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化については、群馬県にて吾妻郡内の自治体グループとして位置付けられています。 共同化については、長野原町下水道事業者に使用料徴収を委任し、効率化を図っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町下水道関連事業の使用料は、使用水量にかかわらず一律である基本使用料と、使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる2部料金制を採用しています。従量使用料は、基本水量20m ³ を超える水量に対して一定額を加算する方式を採用しています。(公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、共通)						
業務用使用料体系の概要・考え方	該当ありません。(一般家庭用使用料と同様です)						
その他の使用料体系の概要・考え方	該当ありません。(一般家庭用使用料と同様です)						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,000	円(税抜)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,192	円(税抜)
	令和元年度	2,000	円(税抜)		令和元年度	2,219	円(税抜)
	令和2年度	2,000	円(税抜)		令和2年度	2,224	円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(業務用を含む。)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和3年4月1日現在 下水道事業担当職員2名（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業を兼務）
事 業 運 営 組 織	令和3年度現在、上下水道課下水道係により運営しています。 上下水道課 — 下水道係

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	浄化槽の点検、水質検査等の維持管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙 経営分析比較表(令和元年度決算) のとおり

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率は104.14%となっています。使用料・前年度繰越金・一般会計からの繰入金で賄っている状況です。
- ④企業債残高は企業債はありませんが、使用料で賄えない部分を一般会計からの繰入金で補填して事業を実施している状況です。
- ⑤経費回収率、⑥汚水処理原価が類似団体を下回っており、使用料金が適正であるか将来見込みも踏まえた検討が必要と思われます。
- ⑦施設利用率は、類似平均より若干下回っている数値となっています。人口減少のため処理水量も減少していると思われます。
- ⑧水洗化率は類似団体より高い数値となっています。

2. 老朽化の状況について

平成21年に供用開始後10年経過し、比較的新しい設備ですが、部品交換等軽微な修繕の発生が予想されます。

全体総括

経費回収率が類似団体より低いいため使用料金が適正ではないと考えられます。適正な維持管理を行い設備への負荷を軽減させ維持管理コストを抑えつつ将来も見据えた使用料金の検証が必要と考えます。
今後は地方公営企業法適用に向けた課題等も含めて中長期的な経営計画策定が必要と考えます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

町では平成27年度に第五次長野原町総合計画を策定し、2025(令和5)年の計画目標人口を5,500人としています。直近10年間の行政区内人口の実績は、減少傾向となっており、令和2年度末で5,351人となっています。

浄化槽整備事業区域の人口も全体の減少率98.4%と同様の推移を示すと考えます。現在、処理区域の拡張や処理区域内の開発計画もないことから、今後も現状と同じ微減傾向で推移するものと考えます。

(2) 有収水量の予測

浄化槽整備事業の処理水量は、直近5年はばらつきがあるものの、概ね減少にありましたが、令和2年度は増加に転じています。現状では浄化槽整備事業の有収水量は、個人宅の排水量であり、概ね基本料金(月20m³)の水準となっています。人口の微減傾向を勘案しても、浄化槽使用世帯数の減少は大きくないため、当面は大きな変化がないものと考えます。

計画の有収水量は、当面、現状と同程度と予測します。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量は横ばい傾向として予測したため、使用料収入も同様の傾向を示すと考えられます。しかし、長期的には、人口減少、使用料減少は避けられない事項であると考えられます。

今後は地方公営企業法適用に伴う減価償却費の発生や一般会計からの繰入金の水準等を考慮しつつ、効率的かつ効果的な事業運営実施のため、使用料の検討を行っていきます。

(4) 施設の見通し

浄化槽整備は、平成21～24年度に整備されたもので、設置から概ね10年経過しています。

一般的に浄化槽は30～40年の耐用年数とされており、当面は大きな課題はありませんが、電気設備等の修繕工事を適宜を実施するなど、適正な維持管理に努めています。

(5) 組織の見通し

組織の基本的な変更予定はありませんが、令和6年度からの上下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、上水道事業と合わせた人員配置、効率的な上下水道事業運営のための各種施策の立案、事務処理を行っていきます。

3. 経営の基本方針

浄化槽整備事業は企業としての効率的経営、経済性の確保を図りつつ、
基本理念として

「**環境変化に対応した柔軟な事業運営**」、

「**持続可能な事業運営とサービス提供のための経営基盤強化**」

を掲げます。

基本理念の実現のため具体的施策については、地方公営企業法適用の他、経営基盤強化のため、継続的に施設の効率的な運用、適正使用料水準等の検討を行っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標
---	---	------------------------------------

浄化槽整備事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業処理区域外の地域対する生活排水処理を担っています。
平成21～24年度に設置された浄化槽は、設備に関して大きな課題は生じていません。
今後地方公営企業法適用を機会として、浄化槽長寿命化計画の策定等を視野に、長期的な維持管理について検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標
---	---	------------------------------------

・財源の目標に関する事項

収支均衡を図るうえで重要となる使用料、一般会計繰入金について収支整理に基づき適宜検討を実施していきます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料は当面横ばい傾向で推移すると予想します。長期的には使用料収入の減少は避けられず、継続的な事業運営のため、一般会計繰入金の水準と併せ適正な維持管理費、改築更新等を反映した使用料の水準について検討していきます。

・企業債に関する事項

本町は浄化槽設置に企業債を使用していません。

しかし、今後は財源負担をより広い世代で共有するため、修繕や更新に際しては企業債を使用していくことになると思います

・繰入金に関する事項

現在、歳入に占める一般会計繰入金の割合は約50%(令和2年度決算)程度となっています。町財政が厳しいなか、繰入金の減少が想定されます。浄化槽整備事業は、公共下水道事業や農業集落排水事業と比較して、非常に規模が小さいため、事業単独ではなく公共下水道事業や農業集落排水事業と合わせた使用料検討を行っていくものとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費、運営費等については、現状と大きく変わることは少ないと考えます。本計画の職員人件費に関しては計上していませんが(公共下水道事業、農業集落排水事業兼務)、地方公営企業法の適用に伴う会計処理負担増等に対応するため、水道事業と合わせて体制を検討していきます。
その他の項目については令和3年度予算の金額を基本とします。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、群馬県で広域化について検討中であり、本町は吾妻郡のグループとして位置付けられています。今後も広域化の動向を注視しながら、下水道全体として事業の継続性を重視し、効率的な検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	施設最適整備構想の策定により、施設の状態や優先度に基づく改築・更新を行うことにより、投資額の削減、平準化に取り組んでいきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	浄化槽の点検等の維持管理について、包括的な委託などをふまえ、人員配置、維持管理コスト等の検討をしていきます
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町浄化槽整備事業は令和6年に地方公営企業法を適用する予定です。公営企業として持続的な事業運営を行うため、収支均等に取り組んでいきます。今後は、事業収入の根本である使用料の検討を5年を目途に定期的に行い、適正な使用料体系となるよう見直しを行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	遊休施設等がないため、現状では特にありません。
その他の取組	将来の建設改良事業の実施する場合には、必要に応じて補助金や起債を使用していくことになりますが、小規模工事のため、自己資金を充当するのが効率的と考えます。地方公営企業法適用後の損益勘定留保資金が期待できないため、今後は建設改良積立金等の拡充を図っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化槽に維持管理について、包括的な委託などをふまえ、人員配置、維持管理コスト等の検討をしていきます
職員給与費に関する事項	現状の職員数は農業集落排水事業、浄化槽整備事業を併せて2名で浄化槽整備事業の業務を兼任しており、最小人員で運用しています。今後の地方公営企業法適用に伴い、上下水道事業合わせて人員配置を検討していきます。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	当面は少額の維持管理用の修繕状況を想定しています。
委託費に関する事項	点検、維持管理等委託費については、現状程度を想定します。
その他の取組	事業概要や決算状況等について、ホームページや広報誌を活用して、積極的に経営状況を開示していきます。浄化槽利用者に下水道事業に対する関心や理解をいただけるよう努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本町浄化槽整備事業は、平成21～24年度に約90基の浄化槽を設置し、現在は維持管理を中心とした事業運営を行っています。規模は小さいですが、地域の環境保全のため、将来にわたり重要になると考えます。近年、社会情勢、異常気象、人口動態等々、下水道事業等を取り巻く経営環境は大きく変化しつつあります。こうした環境に対応し、浄化槽整備事業を継続的に運営していくため、令和6年度から地方公営企業法の適用により、事業の効率的で柔軟な経営を目指し、新たなスタートをきる予定です。 経営戦略は、この新たな一歩を進めるための道標として活用するとともに、経営環境の変化に対応しながら、今後5年を目途に適宜見直しを行っていきます。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

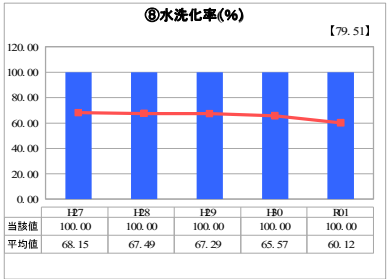
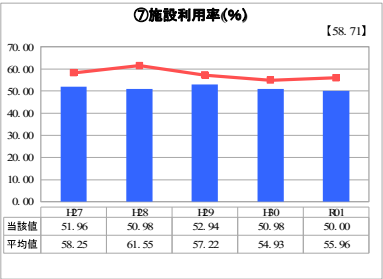
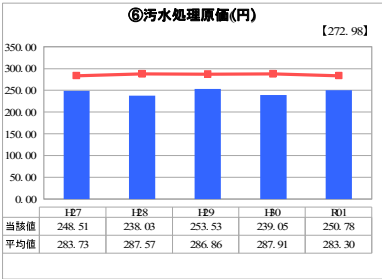
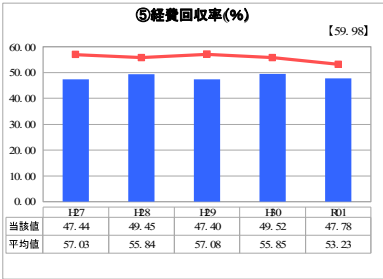
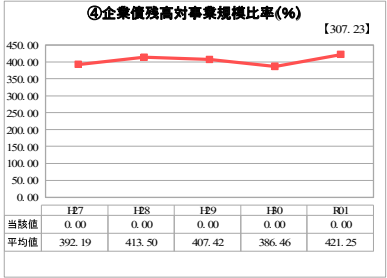
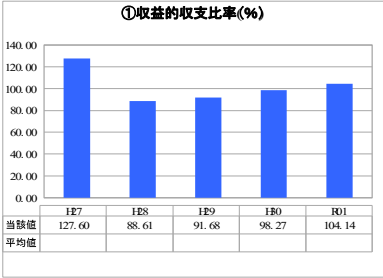
群馬県 長野原町

業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	3.33	100.00
			1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
			2,200

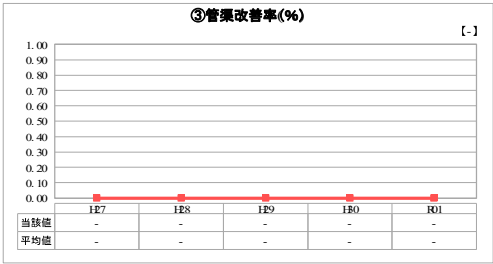
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,510	133.85	41.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
182	117.50	1.55

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は104.14%となっている。使用料・前年度繰越金・一般会計からの繰入金で賄っている。
④企業債残高は企業債はないが使用料で賄えない部分を一般会計からの繰入金で補填して事業を実施している状況です。
⑤経費回収率⑥汚水処理原価が類似団体を下回っており、使用料金が適正であるか将来見込みも踏まえた検討が必要と思われる。
⑦施設利用率は、類似平均より若干下回っている数値となっている。人口減少のため処理水量も減少していると思われる。
⑧水洗化率は類似団体より高い数値となっている。

2. 老朽化の状況について

平成21年に供用開始後10年経過し、比較的新しい設備ですが、部品交換等軽微な修繕の発生が予想されます。

全体総括

経費回収率が類似団体より低いため使用料金が適正ではないと考えられます。適正な維持管理を行い設備への負荷を軽減させ維持管理コストを抑えつつ将来も見据えた使用料金の検証が必要と考えます。今後は法適化に向けた課題等も含めて中長期的な経営計画策定が急務と考えます。

		年 度		R1 (決 算)	R2 (決 算)	R3 (予 算)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		区 分															
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 入 (A)	4,858	4,831	4,960	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
		(1) 営 業 収 入 (B)	2,229	2,441	2,401	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		ア 料 金 収 入	2,229	2,441	2,401	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	2,629	2,390	2,559	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	2,629	2,390	2,559	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		イ そ の 他				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	4,622	4,868	5,237	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
		(1) 営 業 費 用	4,622	4,868	5,237	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
		ア 職 員 給 与 費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	4,622	4,868	5,237	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	
		(2) 営 業 外 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ア 支 払 利 息				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	236	△37	△277	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(1) 地 方 債 債 償	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償	0	0	0												
		(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0												
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(6) 工 事 負 担 金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出															